

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和5年4月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20230418	日本サントスカップ株式会社 (法人番号5020001004282) 代表者 堀越 優	神奈川県横浜市 港南区港南台7 -53-14	本社営業所	神奈川県横浜市 港南区港南 台7-53-14	輸送施設の使用停止(40日車)	旅客自動車運送事業運 輸規則第21条第5項	令和4年9月13日、法令違反の疑いがある旨 の情報を端緒として監査を実施。2件の違反 が認められた。(1)健康状態の把握義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規 則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監 督義務違反(運輸規則第38条第1項)	4	4
20230418	株式会社ツバメタクシー(法 人番号3030001076091) 代表者 高橋 仁美	埼玉県川口市芝 1-17-10	本社営業所	埼玉県川口市 芝1-17-10	輸送施設の使用停止(60日車)	旅客自動車運送事業運 輸規則第38条第1項	令和4年8月29日、救護義務違反があった旨 公安委員会からの通知を端緒として監査を実 施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以 下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対 する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1 項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特 別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違 反(運輸規則第38条第2項)	6	6
20230418	株式会社ろけバス(法人番 号6180001072230) 代表者 上田 晋平	愛知県名古屋市中 区東区高針1- 703	上井草営業 所	東京都杉並区 上井草3-33 -22-303	文書警告	旅客自動車運送事業運 輸規則第36条第2項	令和5年1月12日、区域拡大を行ったことを端 緒として監査を実施。1件の違反が認められ た。(1)新任運転者に対する指導監督義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2 項)	0	0
20230419	荏原交通株式会社(法人番 号8010701015412) 代表者 磯 珠代	東京都品川区荏 原6-12-12	久ヶ原営業 所	東京都大田区 久ヶ原5-1-2 2	文書警告	旅客自動車運送事業運 輸規則第24条第5項	令和5年2月14日、労働局からの通知を端緒と して監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則 第38条第1項)	0	0
20230425	株式会社丹沢交通(法人番 号4021002055811) 代表者 田中 博志	神奈川県足柄上 郡松田町松田惣 領2348	東雲営業所	東京都江東区 東雲2-6-25 クレストフォルム 東京グランイー スト711	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法第9条の3 第1項	令和4年10月7日及び令和4年10月27日、新規 許可を受けたことを端緒として監査を実施。2 件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認 可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3 第1項)、(2)営業区域外運送違反(運送法第20 条)	4	4
20230425	株式会社令和交通(法人番 号4040001111805) 代表者 松崎 龍一	千葉県白井市根 77-1	本社営業所	千葉県白井市 根77-1 ビジ ネスホテル白井 203号室	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運 輸規則第38条第1項	令和4年8月23日、法令違反の疑いがある旨 の情報を端緒として監査を実施。3件の違反 が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客 自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第 24条第1項、第2項)、(2)乗務記録の記録事項 の不備(運輸規則第25条)、(3)運転者に対する 指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	1	1

20230425	鶴瀬交通株式会社(法人番号5030001046398) 代表者 森 敬子	埼玉県富士見市 大字上南畑字池田2940-1	本社営業所	埼玉県富士見市 大字上南畑字池田2940-1	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和4年9月13日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1
----------	---	---------------------------	-------	---------------------------	-----------------	----------------------	---	---	---

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)